

融資制度のご案内

■利府町中小企業振興資金融資制度

町内に独立した事業所や店舗がある中小企業者または今後町内で事業を営む予定の創業者の経営基盤の強化を図る制度です。

	一般資金	創業支援資金
融資限度額	2,000万円以内	1,000万円以内
金利	年1.5%(1年以内)／年1.6%(1年超)	年1.0%
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 併用 7年以内	運転資金 7年以内 設備資金 7年以内 併用 7年以内
資金使途	※いずれも据置期間なし	
保証料	信用保証協会の信用保証により町が全額補給	
保証人担保	取扱金融機関および信用保証協会所定	
申込先	七十七銀行利府支店 ☎356-8444 仙台銀行利府支店 ☎356-4141	

※左記の金利は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにお申し込みされた方が適用となります。
 ※主な対象外業種：農業・林業・漁業・畜産業・狩猟業・金融業・証券業・保険業の一部・パチンコ店・性風俗関連特殊営業など

■利府町勤労者生活安定資金融資制度

町内に勤務または住所を有する勤労者に対し、必要とする生活安定資金を融資する制度です。

	一般生活資金	福祉資金	自動車資金	教育資金
内容	本人または家族の婚姻による生活資金、耐久消費財(家具、電気製品等)の購入その他生活安定資金と認められる資金	本人または家族の出産、療養、育児、介護または、災害復旧による資金、本人の育児または介護休業期間中の生活資金その他福祉資金と認められる資金	本人または家族の自動車の購入その他自動車資金と認められる資金	本人または家族の教育に要する資金
融資限度額	100万円	100万円	200万円	300万円
融資利率	年2.75%	年1.25%	年1.45%	年1.45%
融資期間	7年以内 ※据置期間なし	7年以内 ※育児または介護休業期間中に限り元金返済を据置可能	7年以内 ※据置期間なし	10年以内 ※5年を限度とし元金返済を据置可能
保証料	なし(東北労働金庫が負担)			
担保	不要			
申込先	東北労働金庫新塩釜支店 ☎352-3144			

※教育資金については利子補給金助成の制度があります。詳しくは教育総務課総務学事係(☎767-2179)にお問い合わせください。

問 商工観光課 商工観光係 ☎767-2120

軽自動車税(種別割)の減免のお知らせ

次のいずれかに該当し、使用目的が障がい者の方(下表の減免対象となる方に限る)の通院・通学などに利用される車両について、申請することにより軽自動車税(種別割)が減免されます。

対象者	所有者	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人または生計を一にする者
	18歳未満	本人または生計を一にする者
知的障がい者または精神障がい者	本人または生計を一にする者	本人または生計を一にする者

【必要書類等】 ・軽自動車税減免申請書 ・障がい者等であることを証明するもの(障害者手帳等) ・車検証
 ・軽自動車税納税通知書 ・所有者の個人番号(通知カード等) ・運転する方の運転免許証

【申請期限】 令和6年5月31日(金)まで(期限厳守)

※減免を受けられるのは、身体障がい者等1人につき1台に限られます(普通自動車を含む)。
 ※所有者または運転者が生計を一にする者の場合は、生計同一申立書が必要となります。

減免の対象となる方の範囲

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、右のいずれかに該当する方
- ② 療育手帳をお持ちの方のうち、判定が「A」の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のうち、障害の等級が「1級」の方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方(対象となる障害の程度についてはお問い合わせください。)

公益法人等が公益のために専用する軽自動車について、一定の要件に該当すると軽自動車税(種別割)が減免されます。詳細については、お問い合わせください。

※自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免については、県税事務所にお問い合わせください。

問 税務課 資産税係 ☎767-2329
 宮城県塩釜県税事務所 ☎365-4191

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害・音声機能障害または言語機能の障害			○			
上肢不自由	○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○				
移動機能 注2	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸の機能障害・小腸機能障害	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	○	○	○			

○ 身体障がい者本人または生計を一にする家族の方が運転する場合に減免
 ○ 身体障がい者本人が運転する場合に減免
 注1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。
 注2 一下肢のみに運動機能障害がある場合は、障がい者本人が運転する場合に限り減免。
 なお、二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

町営住宅入居者募集

●申込書の配布期間および配布場所

4月26日(金)から5月17日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで施設管理課住宅公園係(⑤番窓口)、総合案内で配布

●申込受付期間

4月30日(火)から5月17日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

●申込方法

受付期間内に申込書、その他必要書類を施設管理課住宅公園係まで直接提出してください(郵送不可)。

●入居日

令和6年6月下旬から7月上旬

●募集する住宅

ゆのき住宅 (森郷字柚ノ木23番地3)

部屋番号	間取	建設年	家賃(月額)	駐車場使用料(月額)	敷金・駐車場保証金
7号・13号	3LDK	平成26年	21,800~28,200円	1,500円	家賃・駐車場使用料の3ヶ月

●入居資格

- (1) 町内に住所もしくは勤務場所を有し、または新たに町内に住所を必要とする方
- (2) 現に、住宅に困窮していることが明らかな方
- (3) 条例に規定する収入基準を超えない方
 - ア 一般階層世帯 月額所得158,000円
 - イ 裁量階層世帯 月額所得214,000円(小学校就学前の子を含む世帯、障害のある方を含む世帯等が該当します。)
- (4) 現に同居し、または同居しようとする親族があること
- (5) 暴力団員でないこと

※一人で申し込みを希望する方や新たに町内に住所を必要とする方の別途条件等については、町ホームページをご覧ください、施設管理課住宅公園係までお問い合わせください。

定住促進住宅入居者募集

定住促進住宅では令和5年5月から先着順により随時、入居の申し込みを受け付けています。

●申込方法

施設管理課住宅公園係(⑤番窓口)で申込書に必要事項を記入のうえ、直接提出してください(郵送不可)。

●入居資格

次の(1)~(4)の条件すべてを満たす方が申し込みできます。

- (1) 町内に定住を希望し住居を必要としている方、または町内企業に就職するために住居を必要としている方
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族があること
- (3) 世帯の年間所得の1/12が、月額家賃の3倍以上であること
- (4) 暴力団員でないこと

●家賃・共益費・駐車場使用料

家賃(月額)	階数	家賃	エレベーターがないため、上層階ほど安価になっています。
	1階	40,000円	
2階	40,000円		
3階	37,500円		
4階	35,000円		
5階	32,500円		
共益費(月額)	800円		
駐車場使用料(月額)	1区画あたり2,800円(原則として、1戸につき2区画以内)		

●敷金・駐車場保証金(入居決定時に納入していただくもの)

敷金	月額家賃の3か月分	駐車場保証金	1区画あたり、月額使用料の3か月分
----	-----------	--------	-------------------

○入居についての注意点

1. 入居までに、入居資格確認および入居契約が必要になるため、1~2か月程度日数を要します。
2. 入居契約には、連帯保証人が1名(入居者と同等以上の収入のある方)必要になります。
3. 入居申込書を提出しても「審査において資格を満たしていないことが確認された場合」や「申込書の内容に偽りが認められた場合」には入居することができませんのでご注意ください。

※募集の内容については、町ホームページをご覧ください、施設管理課住宅公園係までお問い合わせください。

申・問 施設管理課 住宅公園係 ☎767-2121